

～エコ住宅促進助成～

令和8年度再生可能エネルギー等の導入助成及び  
断熱改修等省エネルギー対策助成金

# 申請の手引き



施工完了後（事後）申請

対象期間

令和8年2月1日(日)から令和9年1月31日(日)まで

【対象期間】とは助成対象機器等の「設置」または「工事」が完了した日を指します。

申請受付  
期間

令和8年4月10日(金)から令和9年2月26日(金) (**必着**)まで

期間内であっても予算枠に達した時点で受付終了となります。

# 目次

助成対象機器	1
申請の要件	2
申請対象者	2
申請受付期間	2
対象期間	2
助成対象経費	2
申請の流れ	3
郵送申請のご案内	3
必要書類（共通）	4
必要書類（申請者別）	5
申請機器ごとの導入要件及び必要書類	6
太陽光発電システム	6
強制循環式ソーラーシステム	7
自然循環式太陽熱温水器	7
定置用リチウムイオン蓄電池	8
エコキュート等（エコキュート、ハイブリッド給湯器）	8
家庭用燃料電池（エネファーム）	9
高日射反射率塗装（屋根・外壁）	9
窓等断熱改修	10
雨水タンク	11
断熱材	11
断熱フィルム	12
節水シャワーヘッド	12
注意点	13
その他	13
住まいに関する相談	13
住まいの修繕・増改築相談（杉並区）	13
戸建住宅省エネ等リフォームアドバイザー派遣（東京都）	13
国や都、その他の助成金	13



## 助成対象機器



同一年度における助成限度額は以下のとおりです。

- 再生可能エネルギー等の導入助成 25万円
- 断熱改修等省エネルギー対策助成 30万円

### ●再生可能エネルギー等の導入助成

助成対象機器等	助成額 1,000円未満は切り捨て		耐用期間 (※1)
太陽光発電システム	太陽電池モジュール全体の 公称最大出力 4万円/kW	限度額 12万円	17年
強制循環式ソーラーシステム	太陽熱集熱器全体の面積 2万円/㎡	限度額 6万円	15年
自然循環式太陽熱温水器	太陽熱集熱器全体の面積 1万円/㎡	限度額 2万円	
定置用リチウムイオン蓄電池	—	定額 5万円	6年

### ●断熱改修等省エネルギー対策助成 ★マークがついているメニューは既存住宅のみ対象 (※2) です。

助成対象機器等	助成額 1,000円未満は切り捨て		耐用期間	
エコキュート、ハイブリッド給湯器	—	定額 5万円	6年	
家庭用燃料電池エネファーム	—	定額 5万円		
★高日射反射率塗装 (屋根・外壁)	助成対象経費 (税抜き) の20%		10年	
★ガラスの交換 外皮に接する既存窓を複層ガラス等に交換	大 1.4㎡以上	4,000円/枚		・ガラスの交換 ・内窓の設置 ・外窓の交換 ・ドア・引戸の交換 合わせて 限度額 15万円
	中 0.8㎡以上 1.4㎡未満	3,000円/枚		
	小 0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000円/枚		
★内窓の設置 外皮に接する既存窓内側に窓を新設 ★外窓の交換 外皮に接する既存窓を新しい窓に交換	大 2.8㎡以上	10,000円/箇所		
	中 1.6㎡以上 2.8㎡未満	7,000円/箇所		
	小 0.2㎡以上 1.6㎡未満	4,000円/箇所		
★ドア・引戸の交換 外皮に接する既存ドアを新しいドアに交換	大 開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	13,000円/箇所		
	小 開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	10,000円/箇所		
雨水タンク	本体価格 (税抜き) の50%	限度額 2万円	—	
★断熱材	助成対象経費 (税抜き) の20%		10年	
★断熱フィルム	助成対象経費 (税抜き) の50%		—	
★節水シャワーヘッド	—	定額 3,000円	—	

(※1) 耐用期間内は、同一世帯で同一種類の対象機器等の助成金の申請はできません。  
雨水タンク、断熱フィルム、節水シャワーヘッドは、同一世帯で1回に限り申請できます。

(※2) 店舗や事業所等の居住の用に供していない建物についても対象です (節水シャワーヘッドを除く)。

## 申請の要件

- 助成対象機器等が未使用品であること、かつ、リース品ではないこと
- 申請機器ごとの導入要件を満たしていること
- **申請者、支払者が同一人**であること
- **令和9年2月26日（金）までに必要な書類をすべてそろえて提出すること**
- **同一世帯**につき、同一種類の対象機器等について1回に限り申請可能
- **同一事業者**につき、同一種類の対象機器等について1回に限り申請可能
- 過去に本助成金を受けた対象機器等の耐用期間が交付申請の時点で経過している場合は再申請可能

## 申請対象者

以下のいずれかに該当する方

- 自らが居住する区内住宅等に対象機器等を導入した**杉並区民の方**
- 区内に建築物等を所有し、当該建築物等に対象機器等を導入した**杉並区民の方**
- 杉並区内に所有する店舗や事業所に対象機器等を導入した**杉並区内中小企業者（法人、個人事業主）**  
※ただし受付時、代表者が杉並区内に居住している場合に限る。
- 杉並区内建物の共同住宅（分譲）の共用部分に対象機器等を導入した**区内管理組合または管理者**
- 杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入した**医療法人、社会福祉法人、学校法人**

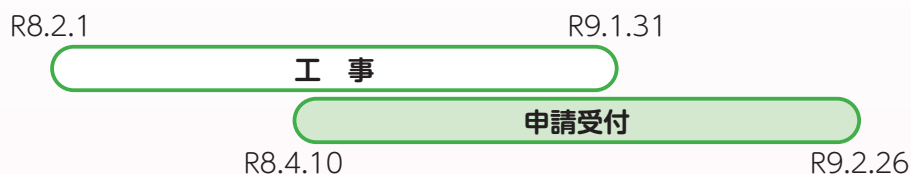
## 申請受付期間

**令和8年4月10日（金）～令和9年2月26日（金）（必着）**

※上記受付期間内であっても申請が予算枠に達した時点で受付を終了します。

## 対象期間

**令和8年2月1日（日）～令和9年1月31日（日）**



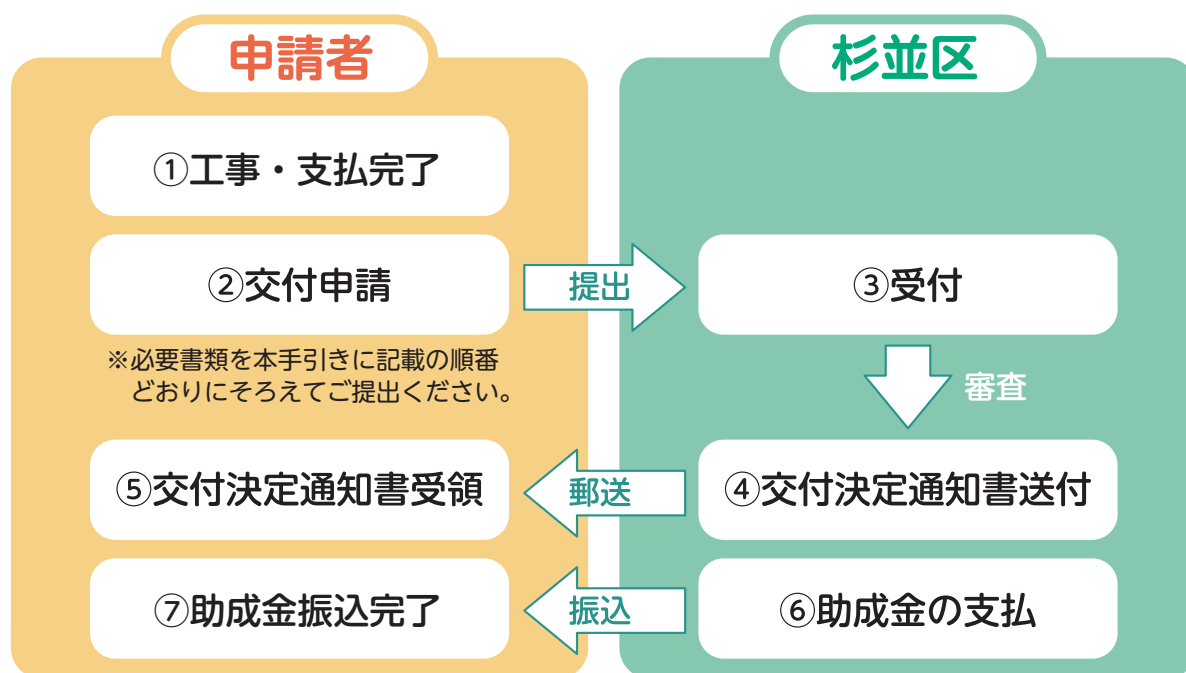
※【対象期間】とは助成対象機器等の「設置」または「工事」が完了した日を指します。

## 助成対象経費

- 機器本体及び関連部材の購入に要する費用とその設置等に最小限要する工事費の合計額（消費税除く）です。  
※助成対象外経費一例（申請代行費、保証費、諸経費、エネルギーマネジメント機器費、IoT関連機器費 等）
- 設置に必要な経費を諸経費に計上しないようにしてください。

## 申請の流れ

申請者または代行者（施工者、販売店など）が環境課窓口（区役所西棟7階）または郵送で必要書類を提出してください。



申請受付から振込みまで **2～3か月程度** かかります。

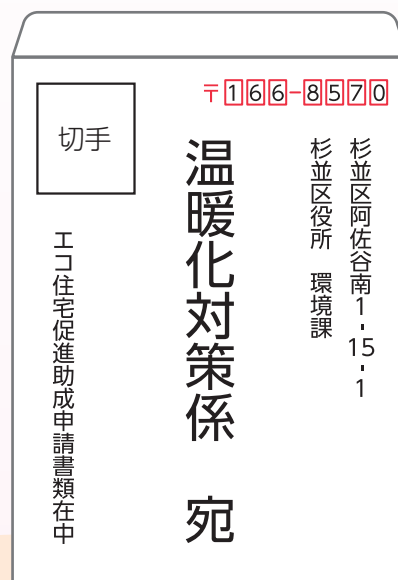
申請の状況によって、審査、振込手続きに時間を要する場合があります。

## 郵送申請のご案内

- ① **締切日（令和9年2月26日）必着です。** 締切日に到着しない場合は受付できません。  
郵便事故防止のため記録の残る方法（レターパック、特定記録、簡易書留等）でお送りください。
- ② 代行者が申請書類を複数件まとめて提出する場合は、1申請ごとにクリアファイルに入れる等、書類が混ざらないようにしてください。
- ③ 提出された書類は返却できませんので、必ず申請者用として手元に控えをお取りください。

### 郵送先

〒166-8570  
杉並区阿佐谷南 1-15-1  
杉並区役所 環境課  
温暖化対策係 宛















## 必要書類（共通）



- 書類の不足、記入漏れ、記入誤りがないか確認してください。
- 修正液、消せるボールペン、鉛筆等は使用できません。修正箇所は二重線で消してください。
- 書類はすべてA4サイズ（現像写真等は、A4用紙に貼付）で提出してください。
- 申請書類は下記の順番どおりに並べてください。本手引きはチェックシートを兼ねていますので、書類提出の際にご活用ください。

※申請者別・申請する機器別に必要な書類もあります。P.5～12をご確認ください。

	<p><b>申請書兼請求書</b>（第1号様式） 振込口座は、<b>申請者の本人名義</b>口座に限ります。 手続きの代行者（施工者、販売店等）を定める場合は記載が必要です。 建物が共有または自らの所有に属さない場合は、裏面に共有者または所有者の同意についての記載が必要です。</p>	<p>第1、2号様式は区HPでダウンロードできます。</p> 
	<p><b>工事概要</b>（第2号様式）</p>	<p>キーワード検索 「エコ住宅促進助成 申請書」</p>
	<p><b>完了報告書</b>（第2号の2様式） 施工者に記入を依頼してください。節水シャワーヘッド等、ご自身で設置した場合は申請者が記入してください。</p>	<p>ページID検索 「8563」</p> 
	<p><b>杉並区に居住していることが確認できる申請者の本人確認書類（写）</b> （例）マイナンバーカードの表面（裏面不要）、運転免許証、住民票の写し（続柄、本籍、マイナンバー記載不要）等 ※受付日時点で有効期間内で、かつ現住所が記載されているもの。 ※社会保険証やパスポートなど、住所が手書きのものは不可。</p>	
	<p><b>領収書（写）</b> 申請者が<b>助成対象経費の全額を支払ったこと</b>が分かること。 宛名が<b>申請者と同一でフルネーム</b>が記載されていること。</p>	
	<p><b>助成対象経費の内訳が確認できる書類</b> （例）見積書、領収内訳書 等</p>	
	<p><b>パンフレット・カタログ等（写）</b> メーカー名、製品名、型式、導入要件を満たしていること等が確認できる部分。</p>	
	<p><b>&lt;国・都・その他の機関等の助成金を申請する方&gt;</b> <b>交付予定額が確認できる書類（写）</b> （例）交付決定通知、交付額確定通知、計算シート、交付申請用計算書、申請ポータル画面のコピー 等 ※区に申請する助成対象機器等に対して国・都・その他の機関等から交付される助成金額が分かるもの。</p>	



## 必要書類（申請者別）



●申請者の種別によって、以下の書類の提出が必要です。

<input checked="" type="checkbox"/>	導入先に居住しない区民	建物の不動産登記の現在事項証明書（写）
<input checked="" type="checkbox"/>	区内中小企業者法人	商業登記の現在事項証明書（写）
		建物の不動産登記の現在事項証明書（写）
<input checked="" type="checkbox"/>	区内中小企業者 個人事業主	導入先住所で事業を営むことが確認できる書類（写） 営業許可書、直近の確定申告書等
<input checked="" type="checkbox"/>	管理組合	対象機器等の導入が決議されたことを確認できる書類（写） 決議書、議事録等
		現在の理事長が選任されたことを確認できる書類（写） 決議書、議事録等
<input checked="" type="checkbox"/>	管理者	対象機器等の導入が決議されたことを確認できる書類（写） 決議書、議事録等
		管理組合の集会で現在の管理者が選任されたことを確認できる書類（写） 決議書、議事録等
<input checked="" type="checkbox"/>	医療法人 社会福祉法人 学校法人	法人登記の現在事項証明書（写）
		建物の不動産登記の現在事項証明書（写）
<input checked="" type="checkbox"/>	町会・自治会	町会・自治会等認可通知書（写）または告示事項証明書（写）
		建物の不動産登記の現在事項証明書（写）
<input checked="" type="checkbox"/>	商店街組合等	定款（写）
		建物の不動産登記の現在事項証明書（写）

※不動産登記、商業登記、法人登記の各現在事項証明書（写）は、**法務局が発行したもの**を提出してください。  
（登記情報提供サービスで取得したものは不可）



## 申請機器ごとの導入要件及び必要書類

### 太陽光発電システム



#### 導入要件

国際電気標準会議（IEC）の IEC61646-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関若しくは一般財団法人電気安全環境研究所（JET）による太陽電池モジュール認証を受けたもの。

● **【必要書類】** ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

<input checked="" type="checkbox"/>	<p>①または②のいずれかで、申請する機器の型式が載っている部分を印刷。                  ①国際電気標準会議 IEC61646-PV-FCS 制度加盟の<b>海外認証機関認証</b>（写）                  例：VDE、TUV など                  ②一般財団法人電気安全環境研究所（JET）ホームページ→ <b>JETPVm 認証製品リスト</b></p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>出力対比表（写）</b>                  パネルの出力が分かるもの。                  ※メーカーまたはメーカー系販売会社が作成したもの以外は、梱包に同封されている製造番号の写し（バーコード）の添付が必要です。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>接続契約のご案内（写）</b> または<b>電力需給契約申込書（写）</b> 等                  電力会社と電力需給契約したことが分かるもの。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>パネル配置図面（写）</b>                  申請する機器の型式とパネル枚数が分かるもの。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>パネル設置後カラー写真</b>                  ※撮影日を記載（手書き可）してください。                  ※設置したすべてのパネルの写真を提出してください。                  （不鮮明なものやパネルの枚数が判別できないものは不可）</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>パワーコンディショナーのカラー写真</b>                  ※撮影日を記載（手書き可）してください。</p>

二次元コードを読み取ると、それぞれの機器に関するホームページにアクセスできるよ！





## 強制循環式ソーラーシステム



### 導入要件

一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたもの。

- **【必要書類】** ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

<input checked="" type="checkbox"/>	<b>BL 部品認定されていることが分かる書類</b> 一般財団法人ベターリビングホームページ→優良住宅部品（BL 部品）等→BL 部品をさがす→BL 認定登録型式リスト (Excel) の品目シートで [ 太陽熱利用システム / 強制循環型 ] を選び、申請する機器の型式が載っている部分を印刷
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>保証書（写）</b> 日付、申請者氏名、申請する機器の型式の記載があり、メーカーまたはメーカー系販売会社が発行したもの。
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>パネル設置後カラー写真</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。 ※設置したすべてのパネルの写真を提出してください。 （不鮮明なものやパネルの枚数が判別できないものは不可）
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>貯湯ユニットカラー写真</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。



## 自然循環式太陽熱温水器



### 導入要件

一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたもの。

- **【必要書類】** ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

<input checked="" type="checkbox"/>	<b>BL 部品認定されていることが分かる書類</b> 一般財団法人ベターリビングホームページ→優良住宅部品（BL 部品）等→BL 部品をさがす→BL 認定登録型式リスト (Excel) の品目シートで [ 太陽熱利用システム / 自然循環型 ] を選び、申請する機器の型式が載っている部分を印刷
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>保証書（写）</b> 日付、申請者氏名、申請する機器の型式の記載があり、メーカーまたはメーカー系販売会社が発行したもの。
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>機器本体の設置後カラー写真</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。



## 定置用リチウムイオン蓄電池



### 導入要件

一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に補助対象機器として登録されたもので、蓄電容量が**3kWh**以上であること。

●【必要書類】 ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

	<b>SII（一般社団法人環境共創イニシアチブ）適合品であることが分かる書類</b> ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業ホームページ→登録制度タブ→蓄電システム登録済製品一覧検索から申請する機器の型式が載っている部分を印刷
	<b>保証書（写）</b> 日付、申請者氏名、申請する機器の型式の記載があり、メーカーまたはメーカー系販売会社が発行したもの。
	<b>機器本体の設置後カラー写真</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。
	<b>本体の型式表示部分のカラー写真（判別できる画質・大きさであること）</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。



## エコキュート等（エコキュート、ハイブリッド給湯器）



### 導入要件

次のいずれかに該当するもの。

- ① CO<sub>2</sub>冷媒を使用したふろ保温機能のある機種で、日本産業規格 JIS C9220 に基づく年間給湯保温効率が**2.7以上**であること。
- ② CO<sub>2</sub>冷媒を使用したふろ保温機能のない機種で、年間給湯効率（JIS）が**3.1以上**であること。
- ③ CO<sub>2</sub>冷媒を使用した特殊仕様（寒冷地・塩害地向け機種）、薄型2缶タイプ、角型1缶タイプ、容量が240リットル未満の小容量タイプ、一体型タイプ、及び多機能タイプの機器については、年間給湯保温効率（JIS）若しくは年間給湯効率（JIS）が**2.4以上**であること。
- ④一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が**108%以上**のものであること。

●【必要書類】 ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

	<b>保証書（写）</b> 日付、申請者氏名、申請する機器の型式の記載があり、メーカーまたはメーカー系販売会社が発行したもの。
	<b>機器本体の設置後カラー写真</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。
	<b>本体の型式表示部分のカラー写真（判別できる画質・大きさであること）</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。



## 家庭用燃料電池（エネファーム）



### 導入要件

一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が指定したものの。

- 【必要書類】 ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

	<b>保証書（写）</b> 日付、申請者氏名、申請する機器の型式の記載があり、メーカーまたはメーカー系販売会社が発行したものの。
	<b>機器本体の設置後カラー写真</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。
	<b>本体の型式表示部分のカラー写真（判別できる画質・大きさであること）</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。



## 高日射反射率塗装（屋根・外壁）



### 導入要件

日射反射率測定値が**近赤外線領域において 50%以上**の塗料・塗料色で、**既存住宅に施工**すること。

屋根立ち上がり部分を含む太陽光熱が反射する屋根、屋上部分、または外壁に施工すること。

※既存の屋根の上に金属部材等を被せる施工（カバー工法、重ね葺き等）は対象外です。

### 【助成対象経費】

材料費、工事施工費（塗装工事のみ）、高圧洗浄費、仮設工事費（足場設置費、養生費）が対象です。

- 【必要書類】 ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

	<b>日射反射率（近赤外線領域）50%以上の塗料・塗料色と分かるもの</b> パンフレット（写）など ※パンフレットで「日射反射率（近赤外線領域）50%以上」であることが分からない場合は、第三者機関による性能証明書（写）と色見本を追加で提出してください。
	<b>出荷証明書（写）</b> 以下の条件をすべて満たしているもの。 ①発行元がメーカーまたは塗料販売店であること。 ②工事名などに申請者名が記載されていること。 ③出荷日、製品名、色、数量が記載されていること。
	<b>塗装前のカラー写真（施工する屋根・外壁）</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。 ※塗装前の色が分かるもの。
	<b>塗装後のカラー写真（屋根・外壁それぞれの施工箇所すべて）</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。 ※施工箇所すべてを撮影することが難しい場合は、施工箇所がわかる立面図（写）等を追加で提出してください。



# 窓等断熱改修

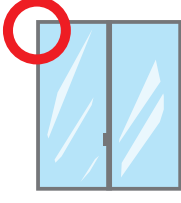
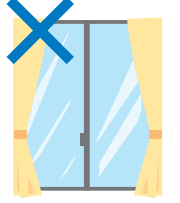



## 導入要件

【窓・ガラス】 先進的窓リノベ 2026 事業、みらいエコ住宅 2026 事業及び公益財団法人北海道環境財団において、補助対象製品として登録されているものを**既存住宅に施工**すること（外気に接する窓・ガラスが対象）。

【ドア・引戸】 **熱貫流率が 3.5W/ (㎡・K) 以下**のものを**既存住宅に施工**すること（外気に接するドア・引き戸が対象）。

● 【必要書類】 ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

	<p><b>性能証明書 (写)</b>  <b>工事概要と突合できるように、同じ番号をふること。</b>          ※性能証明書 (写) が提出できない場合は、別表に記載の書類を提出してください。</p>
	<p><b>住宅間取り図 (写)</b>  <b>工事概要と突合できるように、同じ番号をふること。</b></p>
	<p><b>施工後のカラー写真</b>  <b>工事概要と突合できるように、同じ番号をふること。</b>          ※撮影日を記載 (手書き可) してください。          対象となるすべての窓を 1 か所ごとに窓枠を含めた窓全体を撮影し、形状が分かるようにしてください。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px 5px; margin-right: 10px;">NG 例</div> <div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">OK</div>  <p>窓全体が写っている</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="background-color: blue; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">NG</div>  <p>カーテン等で隠れている</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="background-color: blue; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">NG</div>  <p>家具等で窓全体が見えない</p> </div> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>×カーテン・ブラインド・障子・柵・机・観葉植物等で隠れている部分がある。</li> <li>×ピントが合っておらず不鮮明。(ぼやけている)</li> <li>×画素数が低く画像が粗い。</li> <li>×撮影距離が遠すぎるまたは近すぎる。</li> <li>×夜に撮影しており、写真全体が暗い。(昼間の撮影を推奨します)</li> </ul>
	<p>マンション等 (1 棟に複数の住戸があり、各住戸の区分所有が異なる) のガラス交換・外窓の交換は、共用部分の改修となるため、「<b>管理規約及び (規約に規定されている場合は) 理事長の承諾書 (写)</b>」が必要です。          また、個人による共用部分の改修が認められていない場合は、管理組合が行う申請となります。</p>

## 【別表】性能証明書 (写) が提出できない場合の提出書類

**工事概要と突合できるように、同じ番号をふること。**

	<p><b>【窓・ガラス】 ①と②の両方を提出してください。</b>          ①補助対象となる製品であることが分かる書類          (例) 公益財団法人北海道環境財団補助対象製品一覧 等          ②寸法 (W × H) と合計面積 (㎡) が分かる書類          (例) 施工証明書 (写)、納品書 (写) 等</p>
	<p><b>【ドア・引き戸】 ①と②の両方を提出してください。</b>          ①熱貫流率が 3.5W/ (㎡・K) 以下であることが分かる書類          ※パンフレットで確認できる場合は省略可          ②寸法 (W × H) と合計面積 (㎡) が分かる書類          (例) 施工証明書 (写)、納品書 (写) 等</p>



## 雨水タンク



### 導入要件

一般に販売されている、雨水の貯留利用を目的に生産された既製品で、雨どいから取水するもの。防火用水等として長期間にわたり雨水を貯留させる用途は除く。

※購入時に値引きやポイント使用があった場合は、本体価格からその分を差し引いた額（税抜き）が対象です。

●【必要書類】 ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

	<b>設置箇所のカラー写真</b> （雨どいから取水していることが分かること） ※撮影日を記載（手書き可）してください。
--	---



## 断熱材



### 導入要件

公益財団法人北海道環境財団またはみらいエコ住宅 2026 事業において補助対象製品として登録されているもので、**既存住宅に施工**すること。

※外気に接していない部分は助成対象外です。

熱抵抗値（断熱材の厚さ÷熱伝導率の値）が屋根・天井・外壁は **2.7 以上**、床は **2.2 以上**のもの。

### 助成対象経費

材料費、直接工事費が対象で、諸経費、処分費等は対象外です。

●【必要書類】 ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

	<b>公益財団法人北海道環境財団またはみらいエコ住宅 2026 事業において補助対象となる製品であることが分かる書類</b> (例) 北海道環境財団補助対象製品一覧、みらいエコ住宅 2026 事業補助対象製品一覧 等
	<b>施工証明書（写）</b> または <b>出荷証明書（写）</b>
	施工箇所が分かる <b>平面図</b> または <b>立面図（写）</b>
	<b>施工中のカラー写真</b> （断熱材を導入したことが判別できる） ※撮影日を記載（手書き可）してください。



## 断熱フィルム



### 導入要件


第三者機関における測定値が、**遮蔽係数 0.7 未満、可視光線透過率 65%以上、熱貫流率 5.9 W / (m<sup>2</sup>・k) 未満**であり、かつ日射調整性能について適切な耐候性が確認されているもので、**既存住宅の窓に施工**すること。

※購入時に値引きやポイント使用があった場合は、本体価格からその分を差し引いた額（税抜き）が対象です。

### 助成対象経費

材料費、直接工事費が対象で、諸経費、処分費等は対象外です。

● **【必要書類】** ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

	<b>第三者機関による性能証明書（写）</b> ①または②のいずれか ①（財）建材試験センター発行の試験結果報告書 ②（環境省）環境技術実証事業（ETV 事業）実証済み技術一覧の 「051: ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）」から対象範囲を印刷
	<b>保証書または納品書（写）</b> 日付、申請者氏名、申請する機器の型式の記載があり、メーカーまたはメーカー系販売会社が発行したもの。
	施工箇所が分かる <b>平面図または立面図</b> 施工中・後の写真の番号とあわせて <b>①～番号をふること</b>
	<b>施工中のカラー写真</b> (例)  ※撮影日を記載（手書き可）してください。 <b>施工箇所すべての写真を提出すること</b> 写真に <b>①～番号をふること</b> 2026.4.1
	<b>施工後のカラー写真</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。 <b>施工箇所すべての写真を提出すること、写真に①～番号をふること</b>



## 節水シャワーヘッド



### 導入要件

**30 パーセント以上の節水**または**1 分間当たりの使用水量が7リットル以下**のもので、**税抜き 6,000 円（税込み 6,600 円）以上**の機器を購入し、既存住宅に設置すること。

※購入時に値引きやポイント使用があった場合は、本体価格からその分を差し引いた額（税抜き）が対象となります。

● **【必要書類】** ※ 4、5 ページの必要書類のほか、次の書類が必要です。

	<b>設置後のカラー写真</b> ※撮影日を記載（手書き可）してください。
--	--

## 注意点

助成金を受ける方が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付額の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

- 虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたと認められたとき
- 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき
- 杉並区暴力団排除条例に基づき助成金の交付が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資すると認められるとき

## その他

- 対象設備等の導入は、立地上または構造上の危険が生じないことを確認した上で行ってください。また、近隣への迷惑にならないように、使用により生ずる光の反射や騒音等の発生の防止に配慮し、周辺環境の保全に努めてください。
- 執拗に契約を急がせる業者には注意し、また紹介された業者だけでなく、複数の販売店から見積りをとるようにしてください。
- 助成を受けた各機器の耐用期間中は適正に管理し、損傷や廃棄などが発生した場合は速やかに区へご連絡ください。
- 必要に応じて、区から別途書類の提出または協力や調査を求める場合があります。
- 申請が予算枠に達した場合は抽選を実施することがあります。

## 住まいに関する相談

### ●住まいの修繕・増改築相談（杉並区）

住宅の修繕や増改築についての相談に、杉並区小規模建設事業団体連絡会（まちづくりセンター）が「住宅増改築無料相談」を実施しています。

実施日時	毎週月曜日・金曜日（祝日及び年末年始を除く） 午後1時～午後4時
相談会場	杉並区役所 1階ロビー
費用	無料

直接、相談会場へお越しください。お越しになれない場合は、まちづくりセンター（電話：03-3317-0450）までご相談ください。

### ●戸建住宅省エネ等リフォームアドバイザー派遣（東京都）

建築士の資格を有する戸建住宅省エネ等リフォームアドバイザーが現地に伺い、建物の状況を確認した上で、省エネ化・再エネ化を検討するにあたって必要となる情報（改修の手法、各助成制度等）を提供します。また、要望に応じて、省エネ化・再エネ化と併せて実施することが効果的な他の改修（バリアフリー化等）についても各助成制度等の情報を提供します。

詳しくは、右記二次元コードからご確認ください。



## 国や都、その他の助成金

国、都およびその他の機関等の助成金と併用することができます。

※ただし、**助成金額の合計が助成対象経費を超えないこと。超える場合は区の助成が減額されます。**

※併用が禁止されている助成金もありますので、必ず併用先にもお問い合わせください。

## 問い合わせ・申請書類提出先

### 杉並区 環境課 温暖化対策係

電話 03-5307-0672 (直通)

住所 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1  
杉並区役所 西棟 7階 1番窓口

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時  
(祝日・年末年始を除く月～金)

杉並区公式ホームページにも掲載しています。

杉並区 エコ住宅

検索

